

自然公園法

(特別保護地区)

第二十一条

- 3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、
国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常
災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- 一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び
第十六号に掲げる行為
 - 二 木竹を損傷すること。
 - 三 木竹を植栽すること。
 - 四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。
 - 五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 六 火入れ又はたき火をすること。
 - 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
 - 八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
 - 九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸
させること。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそ
れがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合し
ないものについては、同項の許可をしてはならない。